地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成30年(2018年)3月9日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定管理者の名称株式会社東急コミュニティー
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地 別紙のとおり
- 3 管理を行わせる期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 市営住宅及び共同施設の維持及び修繕に関する業務(市長が定めるものを除く。)
 - (2) 前号に掲げる業務に付随する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

別表3 豊平区、清田区及び南区

1 不 3		보 T			щД	及い用区		II. 1 100 - 11
	名			称		位	置	指定管理者
中	の	É	計	団	地	札幌市豊平区中の島1	条6丁目、	東京都世田谷区用賀4丁目1
'	<u> </u>	д	щ		70	中の島1条7丁目		0番1号
豊	平	4	条	寸	地	札幌市豊平区豊平4条	13丁目	株式会社東急コミュニティー
豊	平	1	条	寸	地	札幌市豊平区豊平1条	11丁目	代表取締役 雜賀 克英
美	園団		地	札幌市豊平区美園7条	8丁目			
						札幌市豊平区月寒東1	条5丁目、	
						月寒東1条6丁目、月	寒東1条7	
	 月 第					丁目、月寒東1条9丁	目、月寒東	
月		美	<u>1</u>	寸	地	1条10丁目、月寒東	11条11丁	
						目、月寒東2条7丁目	、月寒東2	
					条9丁目、月寒東2条	:10丁目、		
						月寒東3条5丁目		
						札幌市豊平区西岡3条	:1丁目、西	
西	Ī	畄	寸	地	岡3条2丁目			
豊	平	橋	南	寸	地	札幌市豊平区豊平5条	2丁目	
リノ	·:	サイ	イド	ヒル	ズ			
西	Ī	到	1		園	札幌市豊平区西岡5条	14丁目	
工	コ・	ラ	イ	フ西	尚	札幌市豊平区西岡4条	7丁目	
新	木	の	花	寸	地	札幌市豊平区平岸2条	4丁目	
シ	ビル	ノコ	_	ト豊	: 平	札幌市豊平区豊平1条	5丁目	
		田			地	札幌市清田区清田2条		
清	E			団		田4条2丁目		
北	—— 里	 野	<u></u>]	地	札幌市清田区北野6条	4丁目	
里	ţ	冢	<u>1</u>]	地	札幌市清田区里塚1条	4丁目	
平	岡	3	条	寸	地	札幌市清田区平岡3条	3丁目	
平	岡	Ē	有	寸	地	札幌市清田区平岡1条		
美	し	が	丘	団	地	札幌市清田区美しが丘	4条6丁目	
パ	レ	メン	バン	/ 平	岡	札幌市清田区平岡4条	1丁目	
プ	レ	<u> </u>	一 儿	/ 北	野	札幌市清田区北野1条	2丁目	
フ	才【	- 7	スト	、清	田	札幌市清田区清田1条	3丁目	

フ	ア	ン	平	尚	札幌市清田区平岡2条2丁目			
真	#/ -	Н-		地	札幌市南区真駒内本町5丁目、真			
	駒	内	寸		駒内本町6丁目			
藤	野		団	地	札幌市南区藤野4条5丁目			
中	1	沢	寸	地	札幌市南区中ノ沢1丁目			
Ш	沿		団	地	札幌市南区川沿15条2丁目			
南	3 4	1	€ 団	地	札幌市南区南34条西9丁目			
真	真駒内本町団地 札幌市南区真駒内本町3丁目							